

## はしがき

「人工知能に関する統一ルールを定め、かつ規則(EC)No 300/2008、(EU)No 167/2013、(EU)No 168/2013、(EU)2018/858、(EU)2018/1139 および(EU)2019/2144 ならびに指令 2014/90/EU、(EU)2016/797 および(EU)2020/1828 を改正する欧州議会と欧州理事会規制(EU)2024/1689（人工知能規則）」（以下「AI 規則」という）は、2024 年 5 月 21 日、欧州理事会により採択され、成立した。

AI 規則は、AI 法、AI Act と呼ばれることがあるが、EU の法体系における位置づけは、規則であり、加盟国において批准の手続きを経ることなく、加盟国の国内法に組み入れられる。AI 規則は、2024 年 8 月 1 日から施行され、その後、部分的に順次、適用されていき、2026 年 8 月 2 日から全面的に適用される。

AI 規則は、180 項の前文、113 条の条文、13 の附属書から構成される大部にわたるものである。113 条の条文は、13 章から成り、まず、定義や適用範囲などが定められ（第 1 章「一般規定」）、次に、AI のリスク・性質に応じた規制を定める規定がおかれる（第 2 章「AI に関して禁止される行為」、第 3 章「ハイリスク AI システム」、第 4 章「一定の AI システムの提供者および導入者の透明性義務」、第 5 章「汎用 AI モデル」）。AI 規則は、AI システム等に対する規制を定めるだけでなく、イノベーションのために、特に、スタートアップや中小企業への支援も定めている点において注目される（第 6 章「イノベーション支援策」）。加えて、AI システム等をコントロールするためのさまざまな方策が定められ（第 7 章「ガバナンス」、第 8 章「ハイリスク AI システムに関する EU データベース」、第 9 章「市販後モニタリング、情報共有および市場監視」、第 10 章「行動規範およびガイドライン」、第 11 章「権限の委任および委員会の手続き」、第 12 章「制裁」）、最後に、発効時期等に関する規定がおかれており（第 13 章「最終規定」）。

AI 規則は、AI システムによる有害な影響から人を保護するとともに、信頼できる AI が採用されるよう促進することを主たる目的とする行政法規であり、基本的には EU 域内の公的機関および関係者に適用される。しかし、EU において取引を行うわが国の企業も AI 規則の適用対象となり得ること、行政・司法分野においても、AI システムの使用に関して AI 規則と同レベルの権利保護が求められることから、わが国の企業や法制度にも影響を与えることになる。AI 規則では、さまざまな場面において委任法令・実施法令によることが予定され、またガイドラインの策定が予定されているため、これらの動向も含め、AI 規則がどのように実施されるか注視する必要がある。

なお、翻訳にあたっては、英語版および仏語版の双方を参考し、できるだけ日本語としてわかりやすく訳出するよう心掛けた。AI 規則は、修正が重ねられた経緯もあり、長文でつながりが分かりにくい文章が多い。翻訳にあたり複雑な文章構造を踏襲せざるを得なかつた個所もあるが、この点はご容赦いただき、内容を理解する助けとなれば幸いである。

2025 年 3 月  
井奈波 朋子